

板橋区廃棄物処理手数料の徴収事務に関する取扱要綱

平成12年3月31日区長決定

改正 平成21年7月 1日区長決定

改正 平成30年3月31日資源環境部長決定

改正 令和6年3月15日区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例(平成11年板橋区条例第49号。以下「条例」という。)第51条に規定する廃棄物処理手数料及び第54条に規定する動物死体処理手数料の徴収事務について必要な手続を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 手数料 一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の廃棄物処理手数料並びに動物死体処理手数料をいう。
- (2) 区収集 区が直接、収集及び運搬を行うことをいう。
- (3) 臨時収集 区収集のうち家庭から排出される粗大ごみ及び臨時に多量排出される廃棄物を収集することをいう。
- (4) 持込み 事業活動に伴って発生した廃棄物を事業者が自ら運搬し、又は一般廃棄物収集運搬業者に委託して運搬させ、区長の指定する処理施設(以下「処理施設」という。)に搬入することをいう。
- (5) 継続持込み 持込みのうち、定期的又は継続的に概ね1週間に1回以上持込む場合で、あらかじめ区長が承認したものをいう。
- (6) 臨時持込み 持込みのうち、臨時的又は前号の継続持込みに該当しない場合で、持込みの都度、区長が承認したものをいう。
- (7) 粗大ごみ 東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則(平成12年板橋区規則第38号。以下「規則」という。)第16条に規定する容器又は袋に入らないような、おおむね一辺の長さが30cm四方以上の耐久消費財を中心とした大型のごみをいう。
- (8) 処理施設 東京二十三区清掃一部事務組合が管理する処理施設及び東京都が設置管理する最終処分場をいう。

(徴収等の事務の所管)

第3条 清掃事務所長(以下「所長」という。)は、前条に規定する手数料並びに所管する有料粗大ごみ処理券及び有料ごみ処理券(以下「ごみ処理券」という。)の取扱所に係る手数料の徴収等に関する事務を行う。

2 清掃事業を担当する課長(以下「課長」という。)は、最終処分場への持込みにおける一般廃棄物処理手数料の徴収に係る東京都との事務委託及び所管するごみ処理券の取扱所に係る手数料の徴収等に関する事務を行う。

(ごみ収集車1台を単位とした量の算定)

第4条 所長は、大量のごみを算定するときは、次の表に掲げるごみ収集車1台を単位とした

廃棄物の量の算定を行うことができる。

区分		荷箱容積 (m ³)	最大積載量 (kg)	ごみ積載量 (kg)
大型	新特種車	8.0	3,750	2,400
	ダンプ車	8.0	6,000	2,700
中型	新特種車	6.0	3,000	2,000
	プレス車	6.8	2,500	2,000
小型	新特種車	4.0	2,000	1,200
	特種車	3.2	1,500	900
	ダンプ車	3.4	2,000	900
	プレス車	4.0	2,000	1,500

(廃棄物の量の算定)

第5条 所長は、臨時収集のごみの量を算定したときは、粗大ごみ収集連絡票兼廃棄物処理票（別記第1号様式）を作成し、排出者の確認を受ける。

(臨時扱廃棄物処理（収集）算定決定簿の作成)

第6条 所長は、臨時扱廃棄物処理（収集）算定決定簿（別記第2号様式）により廃棄物の量の算定を決定するとともに、東京都板橋区会計事務規則（昭和39年板橋区規則第3号。以下、「会計事務規則」という。）第22条に基づき、歳入の調定を行う。

(手数料の決定)

第7条 臨時収集による手数料は、規則第34条第1項の規定により、納入通知書による徴収を原則とする。

2 前項に規定する納入通知書による徴収によりがたい場合は、その都度現金徴収するとともに会計事務規則第31条第1項の規定に基づき、領収書（廃棄物処理）（別記第3号様式）を発行しなければならない。

(有料粗大ごみ処理券による徴収)

第8条 有料粗大ごみ処理券を交付する場合の粗大ごみの廃棄物処理手数料の徴収は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2に基づく徴収事務委託契約の受託者並びに所長及び課長が行う。

2 前項の廃棄物処理手数料を徴収した場合には、引き換えに有料粗大ごみ処理券を交付する。

(有料ごみ処理券による徴収)

第9条 有料ごみ処理券を交付する場合の事業系ごみの廃棄物処理手数料の徴収は、法律第243条の2に基づく徴収事務委託契約の受託者並びに所長及び課長が行う。

2 前項の廃棄物処理手数料を徴収した場合には、引き換えに有料ごみ処理券を交付する。

第10条 継続持込み及び臨時持込みに係る業務については、板橋区事業系一般廃棄物の持込みに係る取扱要綱の規定による。

(手数料の算定)

第11条 動物死体処理手数料は、処理する動物死体1頭を単位として算定する。

(手数料の管理)

第12条 所長は、動物死体処理手数料の徴収事務を行う。なお、当該徴収事務は、ごみの臨時収集の例による。

2 動物死体処理手数料は、規則第43条の規定により、納入通知書による徴収を原則とする。

3 前項に規定する納入通知書による徴収によりがたい場合は、その都度現金徴収するとともに、会計事務規則第31条第1項の規定に基づき、領収書（動物死体処理）（別記第4号様式）を発行しなければならない。

4 所長は、動物死体処理手数料について動物死体処理及び調定決定簿（別記第5号様式）により整理し、及び管理するものとする。

（延滞金等の領収書）

第13条 条例第57号の規定により手数料及び手数料に係る延滞金を領収したときは、領収書（延滞金等）（別記第6号様式）を延滞者に交付するものとする。

（減額又は免除に関する事務）

第14条 手数料の減額又は免除に関する事務は、条例第55条、規則第44条及び第45条並びに板橋区廃棄物処理手数料の減免に関する要綱の規定による。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式

粗大ごみ収集連絡票 兼 廃棄物処理票

受付番号 _____ 申告日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

収集予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 収集日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申込者 _____

住所 _____

氏名 _____ 様

電話 _____

納入通知書送付先 _____

住所 _____

氏名 _____ 様

電話 _____

品名	単価	申込み数量		修正数量	
		数量	金額	数量	金額

減免区分 _____

減免率 _____

減免額 _____

徴収予定額 _____

1 現金

2 納入通知書

組名	担当

相手方確認

受付番号 _____

収集予定日 _____

年 _____ 月 _____ 日

第1号様式の2

廃棄物処理通知書

受付番号 申告日 年 月 日

収集予定日 年 月 日 収集日 年 月 日

申込者
住所

氏名 様

電話

納入通知書送付先
住所

氏名 様

電話

品名	単価	申込み数量		修正数量	
		数量	金額	数量	金額

減免区分

減免率

減免額

徴収予定額

1 現金 2 納入通知書

組名	担当

上記のとおり収集しました。

この廃棄物処理手数料については、区が発行する納入通知書で最寄りの金融機関に納めてください。

収集時に現金でお支払になった方には、後日、領収書を郵送でお送りします。なお、郵送が不都合の方は、下記清掃事務所までご連絡ください。

粗大ごみの申込みは
TEL 5296 - 7000 へ

板橋区

受付番号 収集予定日 年 月 日

第2号様式

臨時扱廃棄物処理（収集）算定決定簿

LB01 完了日:

清掃事務所

作成日:

1頁

明細 番号	受付 番号	《 氏 名 》	《 住 所 》	《 品 名 》	目 称	数 量	金 額	減 免	書 類	徴 区	受付日 予定日
----------	----------	------------	------------	------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------------

第3号様式

領収書（廃棄物処理）2枚複写

1枚目（表）

領 収 書（原 符）

〒 ー

住 所

氏 名 _____ 様

No. _____

年度

収入金の種類

廃棄物処理

手数料対象量

kg

金額	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---

上記の金額を領収いたしました。

年 月 日

板橋区 清掃事務所

金銭出納員

印

第3号様式

領収書（廃棄物処理）2枚複写

2枚目（表）

領 収 書

〒 ー

住 所

氏 名 _____ 様

No. _____	年度														
収入金の種類	廃棄物処理														
手数料対象量	kg														
<table border="1"><tr><td>金額</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td></tr></table>								金額	百	十	万	千	百	十	円
金額	百	十	万	千	百	十	円								
上記の金額を領収いたしました。															
年 月 日															
板橋区 清掃事務所															
金銭出納員 印															

第3号様式

領収書（廃棄物処理）2枚複写

2枚目（裏）

ごみ量の算定基準（概略）

ごみの量は収集器材を基準として次のとおり算定しています。
この量は実績（ごみの平均比重及び平均積載量）を基礎に設定されたものです。

収集

(1) 収集容器等（1 m³ 当たり 250kg として算定する。）

（例）収集容器（40 ㍻相当） 1杯 10kg

特殊パイスケ 1杯 20kg

(2) ごみ運搬自動車

積載基準が設定されております。

持込

(1) 通常の廃棄物を満載している場合

① 普通貨物車（ごみ運搬用ダンプ車を含む。）については、
最大積載量の60%相当を基準とします。

② ダンプ車（ごみ運搬用ダンプ車を除く。）については、
最大積載量の40%相当を基準とします。

(2) 重量のある廃棄物を満載している場合、最大積載量相当
を基準とします。

詳細については所管の清掃事務所にお問い合わせください。

第4号様式

領収書（動物死体処理）2枚複写

1枚目（表）

領 収 書（原 符）

〒 ー

住 所

氏 名 _____ 様

No. _____

年度

収入金の種類

動物死体処理

手数料対象量

頭

金額	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---

上記の金額を領収いたしました。

年 月 日

板橋区

清掃事務所

金銭出納員

印

第4号様式

領収書（動物死体処理）2枚複写

2枚目（表）

領 収 書

〒 ー

住 所

氏 名 _____ 様

No. _____

年度

収入金の種類

動物死体処理

手数料対象量

頭

金額	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---

上記の金額を領収いたしました。

年 月 日

板橋区

清掃事務所

金銭出納員

印

第4号様式

領収書（動物死体処理）2枚複写

2枚目（裏）

道路等に動物等の死体があった場合は、各管理者にお知らせください。

国	道……東京国道工事事務所
区	道……所管の土木事務所
都道及び都知事管理道路	……所管の清掃事務所
空地、公園等	……土地の占有者若しくは管理者

第 5 号様式

年度 動物死体処理及び調定決定簿

受 付		届 出		種 別 (数)			収 容		処 分 (数)			担 当	作 業 係 長	調 定			担 当	管 理 係 長	所 長
番 号	月 日	住 所	氏 名	犬	猫	そ の 他	月 日	氏 名	月 日	引 取	埋 没			月 日	調 定 額 (円)	番 号			
														.					
														.					
														.					
														.					
														.					
														.					
														.					
														.					
														.					
														.					
														.					
														.					
														.					
														.					

※調定欄における番号は納入通知書（領収書）番号を記入する。

第 6 号様式

領収書（延滞金等） 3 枚複写

1 枚目（表）

年度

No. _____

領 収 証（原 符）

徴収 No. _____

〒 _____
住 所

氏 名 _____ 様

金額	千	百	十	万	千	百	十	円

種 別	金 額								適 用
手数料 の種類	千	百	十	万	千	百	十	円	
延滞金									年 月 日から 年 月 日まで 日間
計									

上記の金額を領収しました。

年 月 日

板橋区 清掃事務所
金銭出納員

印

第 6 号様式

領収書（延滞金等） 3 枚複写

2 枚目（表）

年度

No. _____

領 収 証（報 告）

徴収 No. _____

〒 _____
住 所

氏 名 _____ 様

金額	千	百	十	万	千	百	十	円

種 別	金 額								適 用
手数料 の種類	千	百	十	万	千	百	十	円	
延滞金									年 月 日から 年 月 日まで 日間
計									

上記の金額を領収しました。

年 月 日

板橋区 清掃事務所
金銭出納員

印

第 6 号様式

領収書（延滞金等） 3 枚複写

3 枚目（表）

年度

No. _____

領 収 証

徴収 No. _____

〒 _____
住 所

氏 名 _____ 様

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---

種 別	金 額								適 用
手数料 の種類	千	百	十	万	千	百	十	円	
延滞金									年 月 日から 年 月 日まで 日間
計									

上記の金額を領収しました。

年 月 日

板橋区 清掃事務所
金銭出納員

印